

令和3年4月30日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

ガスふろがま用バーナー（都市ガス用）、電動アシスト自転車、自転車に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

- | | |
|--|----|
| 1. ガス機器・石油機器に関する事故
（うちガスふろがま用バーナー（都市ガス用）1件） | 1件 |
| 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
（うち電動アシスト自転車1件、自転車2件） | 3件 |
| 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故
（うち脚立（三脚、アルミニウム合金製）1件、除湿機1件、
電動バリカン（充電式）1件、電源プラグ1件、電気カーペット1件、
オーブントースター1件） | 6件 |
| 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし | |

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

(1) 株式会社世田谷製作所が製造したガスふろがま用バーナー（都市ガス用）について（管理番号：A202100074）

① 事故事象について

株式会社世田谷製作所（法人番号：6010901006262）が製造したガスふろがま用バーナー（都市ガス用）を使用中、当該製品を焼損する火災が発生しました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、当該製品内の部品の設計の不具合により、ガバナ部（整圧器）のダイヤフラム（ガスの供給圧力の変動に応じて動く弁）に亀裂が生じて機器内部でガス漏れが発生し、漏れたガスにバーナーの炎が引火し、出火に至ったものと考えられます。

② 再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2007年（平成19年）4月19日にウェブサイトへの情報掲載（2013年（平成25年）3月7日再周知）を行うとともに、継続的にダイレクトメールの送付や電話連絡等による注意喚起を行い、OEM製品を含む対象製品について無償点検及び部品交換（ガバナ部（整圧器）等の交換）を実施しています。

③ 対象製品：事業者名、機種・型式、製造期間、対象台数

事業者名	機種・型式	製造期間	対象台数
(株)世田谷製作所	R38B	1998年5月～2006年5月	39,337
	R137B	1997年6月～2006年5月	
	CS31B	1998年6月～1998年8月	
	CS32B	1998年10月～2006年4月	
	CS33B	2001年5月～2001年6月	
	FE15	2000年4月～2006年5月	
	TA-097UET	1997年9月～2006年5月	
	TA-270UET	1997年8月～2006年5月	
	TA-OK270UET	1997年8月～2006年5月	
	GS-1	2000年11月～2005年11月	
(株)オカキン	OK-AR型-LE	1997年11月～2006年8月	
	OK-BR型-LE	1997年11月～2006年7月	
東京ガス(株)	ST-913RFA	1997年6月～2006年5月	
	ST-912RFB シリーズ	1998年5月～2006年5月	
	ST-9150CFS	1999年10月～2006年5月	
(株)ハーマン	YF702	1997年6月～2002年2月	

注：対象製品には、株式会社世田谷製作所のガスふろがま用バーナーを組み込んだガスふろがまを製造している株式会社オカキンの製品と、株式会社世田谷製作所からバーナー付ふろがまのOEM供給を受け、販売している東京ガス株式会社及び株式会社ハーマンの製品があります。

2007年（平成19年）4月19日からリコール（無償点検・部品交換）を実施
改修率：76.7%（2021年3月31日時点）

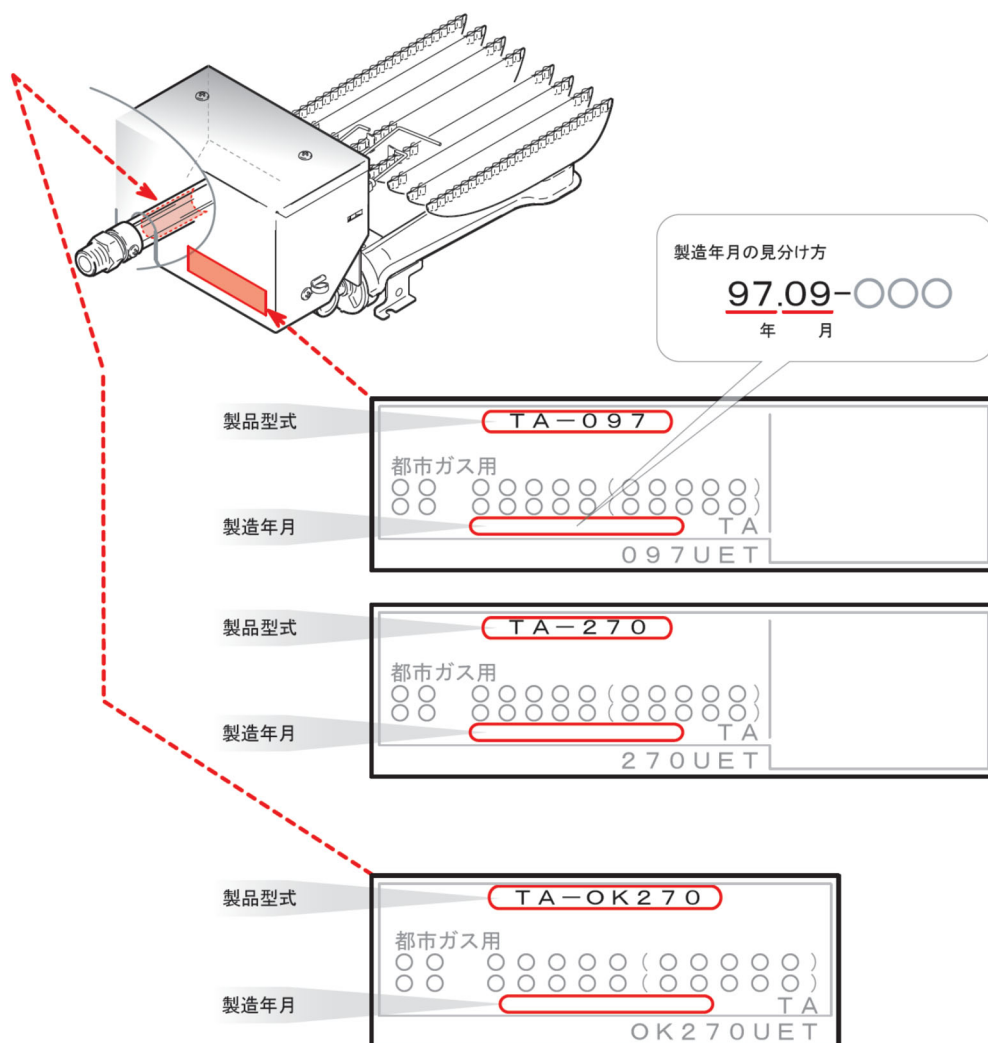
<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による 2010 年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2021年度	0	—	2015年度	1	火災
2020年度	0	—	2014年度	4	火災
2019年度	1	火災	2013年度	8	火災
2018年度	0	—	2012年度	7	火災
2017年度	1	火災	2011年度	1	火災
2016年度	1	火災	2010年度	4	火災

※当該事故（管理番号：A202100074）は含まない。

<対象製品の外観>



(図は TA-097UET、TA-270UET、TA-OK270UET)

<対象製品の確認方法>

浴室内に以下のリモコンのどちらかが設置されている場合は、上記③の機種・型式、製造期間に該当していないか御確認ください。



※GS-1 のストーブは除きます。

④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う無償点検及び部品交換を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

株式会社世田谷製作所

電話番号：0120(634)126

受付時間：9時～17時（土・日・祝日を除く。）

ウェブサイト：<http://www.setagaya-seisakusyo.co.jp/>

東京ガス株式会社

電話番号：0120(133)278

受付時間：9時～19時（月～土）

ウェブサイト：<https://www.tokyo-gas.co.jp/Press/20070418-03.html>

株式会社オカキン

電話番号：0120(581)126

受付時間：9時～19時（日・祝日を除く。）

ウェブサイト：<http://www.okakin.com/news/0.html>

株式会社ハーマン

電話番号：0120(248)772

受付時間：9時～18時

ウェブサイト：

<https://www.harman.co.jp/important/jisyutenken/2007/04/post-14.html>

(2) ブリヂストンサイクル株式会社が販売した電動アシスト自転車及び自転車について（管理番号：A202100076、A202100077）

①事件事象について

ブリヂストンサイクル株式会社（法人番号：9030001041957）が販売した電動アシスト自転車及び自転車で走行中、ハンドルがロックし、転倒、負傷する事故が発生しました。当該事故の原因は、現在、調査中です。

②当該製品のリコール（無償点検・改修）について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、「一発二錠」（※）を搭載した自転車及び電動アシスト自転車で、走行時に錠が誤作動し、ハンドル操作ができなくなるおそれがあることから、事故の再発防止を図るため、2019年（令和元年）6月24日にプレスリリース、ウェブサイトへの情報掲載、翌25日に新聞社告を行い、対象製品について無償点検及び改修を実施しています。

なお、今般報告のあった当該事故（管理番号：A202100076、A202100077）が上記リコール事象によるものかどうかは現時点では不明です。

（※）「一発二錠」とは、ハンドルロック（前錠）と後輪錠（サークロック）を組み合わせた錠前システムで、後輪錠（サークロック）の施錠・開錠と連動してハンドルロック（前錠）も施錠・開錠する仕組みです。

○消費者庁（令和元年6月24日、消費者安全法第38条第1項の規定に基づく公表）
ハンドルロック「一発二錠」のケースが破損していたらすぐに自転車の使用を中止してください！

ウェブサイト：

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/2019/pdf/consumer_safety_release_190624_0001.pdf

○経済産業省（令和元年6月24日）

ハンドルロック「一発二錠」のケースが破損していたらすぐに自転車の使用を中止してください！

ウェブサイト：

<https://www.meti.go.jp/press/2019/06/20190624005/20190624005.html>

また、消費者庁では、2020年（令和2年）6月24日、自転車に関する最近の消費者事故等の傾向を紹介するとともに、自転車及び付属品がリコール対象でないか確認し、対象であればすぐに使用を中止するなど、注意を呼び掛けています。

○消費者庁（令和2年6月24日）

自転車に関する消費者事故等の傾向について—乗車前の点検を確実に行いましょう！—

ウェブサイト：

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_033/assets/caution_033_200624_0001.pdf

③対象製品：商品名、機種、型番、製造番号、製造期間、対象台数

商品名	機種、型番、製造番号	製造期間	対象台数
ハンドルロック「一発二錠」を搭載した自転車・電動アシスト自転車（販売：ブリヂストンサイクル株式会社）	https://www.bsycle.co.jp/pdf/important_20190624.pdf 参照	2003年9月 ～ 2015年5月	3,164,913
ハンドルロック「一発二錠」を搭載した電動アシスト自転車（販売：ヤマハ発動機株式会社）	https://www.yamaha-motor.co.jp/recall/pas/2019-06-24/pdf/2019-06-24_list.pdf 参照	2004年10月 ～ 2015年1月	266,225
合 計			3,431,138

2019年（令和元年）6月24日からリコール（無償点検・改修）を実施
改修率：16.1%（2020年12月16日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による2010年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2021年度	2	重傷	2015年度	0	—
2020年度	38	重傷	2014年度	0	—
2019年度	45	重傷	2013年度	0	—
2018年度	1	重傷	2012年度	0	—
2017年度	2	重傷	2011年度	0	—
2016年度	0	—	2010年度	0	—

※当該事故（管理番号：A202100076、A202100077、A202100078）は含まない。

＜対象製品の外観及び確認方法＞

ハンドルロック（一発二錠）の表示窓部のラベル色を御確認ください。
ハンドルロックの表示窓部が黒色ラベルの製品は、全てリコール対象です。
対象外製品の表示窓部のラベル色は「白色」です。

※ヤマハ発動機ブランドの場合、2004年10月～2015年1月の期間外に製造された「黒色」ラベルの製品については、対象外となります。対象製品であるかどうかの正確な判定には、「号機番号」による確認が必要です。



<車両情報の確認方法>

お問い合わせいただく際に必要となりますので、事前に御確認ください。

○ブリヂストンサイクルブランドの場合



○ヤマハ発動機ブランドの場合



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちの方で、まだ事業者の行う無償点検及び改修を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

ブリヂストンサイクル株式会社

「一発二錠」無償点検・改修お客様コールセンター

電話番号：0120(502)092

受付時間：10時～18時（土・日・祝日を除く。）

ウェブサイト：<https://www.bscycle.co.jp/info/2019/6624>

ヤマハ発動機株式会社

「一発二錠」無償点検・改修お客様コールセンター

電話番号：0120(801)309

受付時間：10時～12時30分、13時30分～18時

（土・日・祝日・事業者指定休日を除く。）

ウェブサイト：<https://www.yamaha-motor.co.jp/recall/pas/2019-06-24/>

(3) ブリヂストンサイクル株式会社が製造した自転車について

(管理番号：A202100078)

①事象について

ブリヂストンサイクル株式会社（法人番号：9030001041957）が製造した自転車の乗車開始時、ハンドルがロックし、転倒、右足を負傷する事故が発生しました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、「一発二錠」(※)を搭載した自転車及び電動アシスト自転車で、走行時に錠が誤作動し、ハンドル操作ができなくなったものと考えられます。

(※)「一発二錠」とは、ハンドルロック（前錠）と後輪錠（サークロック）を組み合わせた錠前システムで、後輪錠（サークロック）の施錠・開錠と連動してハンドルロック（前錠）も施錠・開錠する仕組みです。

②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2019年（令和元年）6月24日にプレスリリース、ウェブサイトへの情報掲載、翌25日に新聞社告を行い、対象製品について無償点検及び改修を実施しています。

消費者庁及び経済産業省では、ハンドルロック「一発二錠」を搭載した自転車及び電動アシスト自転車において、走行時に錠が誤作動し、ハンドル操作ができなくなり転倒するなどの事故が発生していることから、注意を喚起しています。

○消費者庁（令和元年6月24日、消費者安全法第38条第1項の規定に基づく公表）
ハンドルロック「一発二錠」のケースが破損していたらすぐに自転車の使用を中止してください！

ウェブサイト：

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/2019/pdf/consumer_safety_release_190624_0001.pdf

○経済産業省（令和元年6月24日）

ハンドルロック「一発二錠」のケースが破損していたらすぐに自転車の使用を中止してください！

ウェブサイト：

<https://www.meti.go.jp/press/2019/06/20190624005/20190624005.html>

また、消費者庁では、2020年（令和2年）6月24日、自転車に関する最近の消費者事故等の傾向を紹介するとともに、自転車及び付属品がリコール対象でないか確認し、対象であればすぐに使用を中止するなど、注意を呼び掛けています。

○消費者庁（令和2年6月24日）

自転車に関する消費者事故等の傾向について—乗車前の点検を確実に行いましょう！—

ウェブサイト：

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_033/assets/caution_033_200624_0001.pdf

③以降については、(2) ③④を参照してください。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：加藤、鈴木、笹島

電 話：03(3507)9204（直通）

F A X：03(3507)9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担 当：関根、門田

電 話：03(3501)1707（直通）

F A X：03(3501)2805

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日道府県	備考
A202100074	令和3年4月15日	令和3年4月27日	ガスふろがま用バーナー(都市ガス用)	TA-097UET	株式会社世田谷製作所	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。事故の原因は、現在、調査中であるが、当該製品内の部品の設計の不具合により、ガバナ部(整圧器)のダイヤフラム(ガスの供給圧力の変動に応じて動く弁)に亀裂が生じて機器内部でガス漏れが発生し、漏れたガスにバーナーの炎が引火し、出火に至ったものと考えられる。	大阪府	製造から20年以上経過した製品 令和3年4月22日に消費者安全法の重大事故等として公表済 平成19年4月19日からリコールを実施(特記事項を参照) 改修率: 76.7%

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日道府県	備考
A202100076	平成30年2月26日	令和3年4月27日	電動アシスト自転車	A6P93	ブリヂストンサイクル株式会社	重傷1名	使用者(70代)が当該製品で下り坂を走行中、ハンドルがロックし、転倒、左手首を負傷した。現在、原因を調査中。	神奈川県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年4月19日 令和元年6月24日からリコールを実施(特記事項を参照) 改修率: 16.1%
A202100077	令和3年1月9日	令和3年4月27日	自転車	C60UP	ブリヂストンサイクル株式会社(輸入事業者)	重傷1名	使用者(70代)が当該製品で走り出そうとしたところ、ハンドル操作が効かなくなり、転倒、右手を負傷した。現在、原因を調査中。	埼玉県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年4月21日 令和元年6月24日からリコールを実施(特記事項を参照) 改修率: 16.1%
A202100078	令和3年3月26日	令和3年4月27日	自転車	AB75L4	ブリヂストンサイクル株式会社	重傷1名	当該製品の乗車開始時、ハンドルがロックし、転倒、右足を負傷した。事故の原因は、現在、調査中であるが、「一発二錠」を搭載した自転車及び電動アシスト自転車で、走行時に錠が誤作動し、ハンドル操作ができなくなったものと考えられる。	神奈川県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年4月22日 令和元年6月24日からリコールを実施(特記事項を参照) 改修率: 16.1%

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202100071	令和3年2月11日	令和3年4月26日	脚立(三脚、アルミニウム合金製)	重傷1名	当該製品を使用中、転倒し、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	事業者が重大事故として認識したのは令和3年4月14日
A202100072	令和3年4月17日	令和3年4月27日	除湿機	火災	当該製品を使用中、当該製品から発煙する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	令和3年4月30日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202100073	令和2年5月14日	令和3年4月27日	電動バリカン(充電式)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	山口県	令和3年4月30日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大事故として認識したのは令和2年6月5日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意
A202100075	令和3年4月12日	令和3年4月27日	電源プラグ	火災	店舗で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202100079	令和3年2月25日	令和3年4月27日	電気カーペット	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大事故として認識したのは令和3年4月15日
A202100080	令和3年4月13日	令和3年4月27日	オーブントースター	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし